

子ども・子育て支援 事業計画 | 概要版 |

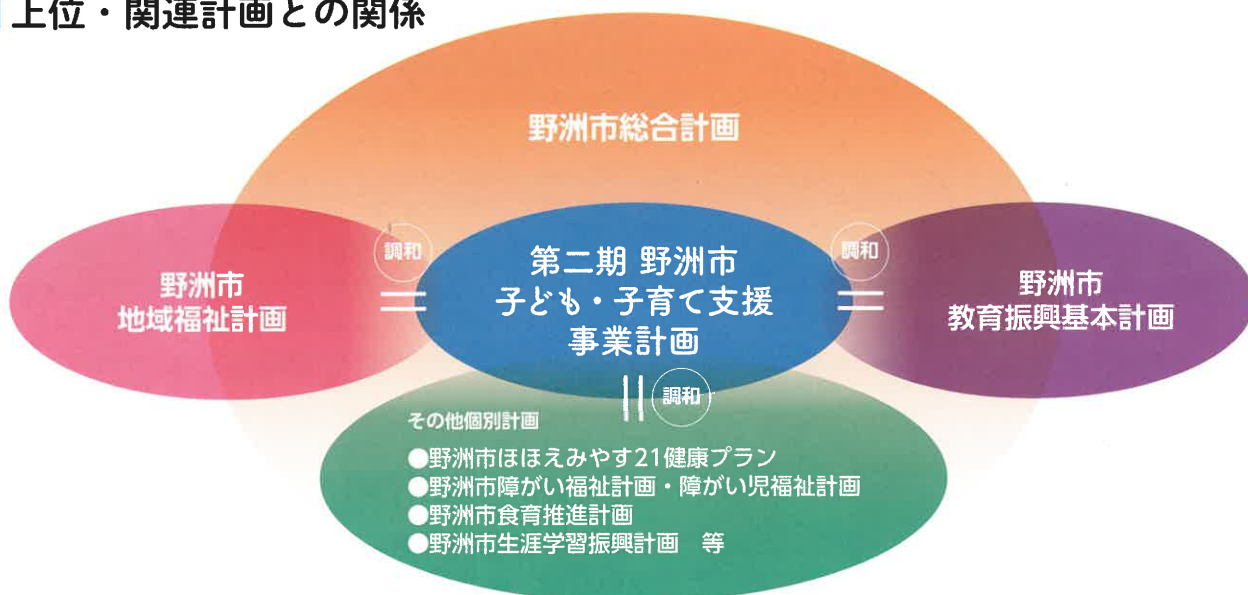
(令和2年度～令和6年度)

計画策定の趣旨等

本市ではこのたび、平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受けて策定した「野洲市子ども・子育て支援事業計画（計画年間：平成27年度～平成31年度）」の改定時期を迎え、計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、第二期の「野洲市子ども・子育て支援事業計画（計画年間：令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

なお、第二期計画は「野洲市総合計画」を上位計画とし、「野洲市地域福祉計画」や「野洲市教育振興基本計画」のほか、「野洲市ほほえみやす21健康プラン」、「野洲市食育推進計画」、「野洲市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

I 上位・関連計画との関係



I 計画期間



計画の基本的な考え方

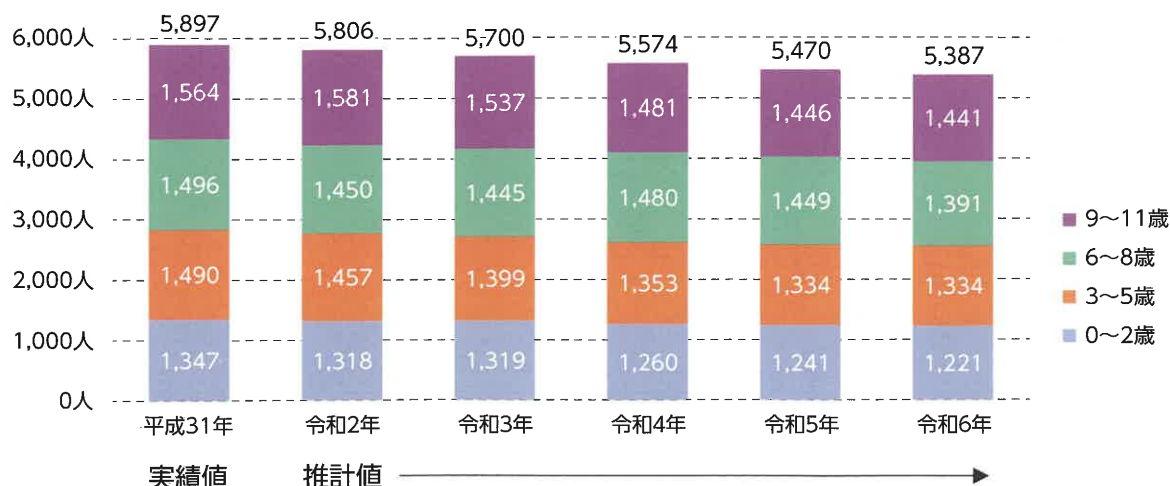
基本理念 豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために

子ども・子育て支援法の基本理念にある“子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識”の下、『豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために』を計画の基本理念として、子どもたちを取り巻く環境の変化や多様化するニーズに対応しつつ、引き続き子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

基本目標	施策の方向性
基本目標1 子育てにやさしい環境づくり	(1) 多様な保育サービスの充実 (2) 地域での子育て支援体制の充実 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進 (4) 経済的負担の軽減 (5) 関連事業との連携（母子保健 など）
基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり	(1) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成 (2) 地域における学習の推進 (3) 命に関する教育の充実 (4) 豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全 (5) 子どもの安全の確保 (6) 関連計画との連携（教育振興・食育 など）
基本目標3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	(1) ひとり親家庭への支援 (2) いじめ、不登校、問題行動への対応の充実 (3) 子どもの権利の尊重 (4) 関連計画との連携（障がい児福祉 など）

子どもの人口の見通し

0～11歳の子どもの人口の推計



※過去5年（平成26年～30年）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法により推計。

計画の最終年度（令和6年度）の量の見込みと確保の内容

区分		平成31年度	令和6年度(計画最終年度)					
		合計	1号認定	2号認定		3号認定		合計
			3～5歳			0歳	1・2歳	
			幼稚園希望		保育所(園)希望			
			14時まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,934人 (実績)	531人	118人	685人	78人	514人	1,926人
②確保の 内容	幼稚園及び 預かり保育	1,250人	795人	290人	20人			1,105人
	保育所(園)	1,070人			833人	112人	525人	1,470人
②－①		386人	264人	172人	168人	34人	11人	649人

※施設の整備により定員を見直しています。

1号認定：子どもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、幼稚園及び認定こども園を希望。《14時までの教育を実施》

2号認定（幼稚園等希望）：子どもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育を希望。《14時までの教育と14時以降の一定時間の預かりを実施》

2号認定（保育所（園）希望）：子どもが3歳以上の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望。

3号認定（0歳）：子どもが0歳の共働き家庭等で、保育所（園）や地域型保育等を希望。

3号認定（1・2歳）：子どもが1・2歳の共働き家庭等で、保育所（園）や地域型保育等を希望。

確保の方針

① 利用調整等による確保

- 本市の幼稚園では、預かり保育を含めると10時間程度在園することが可能であり、2号ニーズの超過分は、幼稚園にて対応可能です。よって、一定数の2号認定者については幼稚園＋預かり保育を利用いただくことで保育ニーズの充足を図ります。

② 定員増による確保

- 公立保育所（園）の定員の見直しを行い、定員増を図ります。
- 民間保育所（園）と協議を行い、定員増を図ります。
- 公立施設の空き室を利活用することで定員増を図ります。
- 老朽化した施設の更新・整備を行うなかで定員増を図ります。

③ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

- 教育・保育の質の確保及び向上を図るため、保育士や幼稚園教諭等への研修を行うほか、教育・保育施設の運営に対して適正な指導と必要な助言を行います。
- 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を幼児教育アドバイザーとして配置し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行い、質の向上を図ります。
- 「野州市三方よし人材バンク」事業を推進し、教育・保育の担い手を増やし、待機児童の解消等を図ります。
- 保育士や幼稚園教諭等の処遇改善を始めとする労働環境の改善に努めます。

④ その他

- 必要に応じ、認可保育施設を開設する新規事業者の参入を検討します。
- 幼稚園での2歳児の満3歳保育について検討します。
- 保護者の利便性向上を図るため、幼稚園の預かり保育の時間延長について検討します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1 利用者支援事業（野洲市妊産婦支援事業など）

- 現在の2か所を維持し、さらなる周知を図りつつ、子育て支援コンシェルジュを配置し相談支援の利用促進を図ります。
- 母子健康手帳交付時に保健師・助産師が支援者として個別面談します。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(実施か所数/か所)		2か所	2か所
②確保方策	基本型	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

- 現在の3か所について、さらなる周知による利用促進とともに、相談し安心できる（人的・物的）環境づくりを図り、夏期の広場開放等による親子等の遊び場の確保に努め、令和5年度以降は公共施設の空きスペースを活用し確保する予定です。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)		18,900人日	30,648人日
②確保方策	実施か所数	3か所	4か所
	年間延利用	21,000人日	31,000人日

3 妊婦健康診査事業

- 受診環境の一層の整備に努めるとともに、受診率の状況や県内の公的支援の動向を確認しながら、助成額の増額や実施回数の増加等、公的支援の拡充等について検討します。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間実利用/人)		551人	413人
②確保方策	年間実利用	551人	413人

4 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問・1歳児訪問）

- 育児に不安をもつ産婦が増えてきていることから、関係機関との連携強化により、早期訪問等により早期の状況把握に努めます。
- 民生委員・児童委員の訪問が円滑に行えるよう、事業の周知に努めます。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間訪問乳児数/人)		435人	393人
②確保方策	訪問率	100%	100%
	年間訪問乳児数	435人	393人

5 養育支援訪問事業

- 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、養育支援を必要とする家庭との関係性を築きながら、継続した支援を行います。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間訪問乳児数/人)		28人	26人
②確保方策	年間訪問乳児数	28人	26人

6 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

- 市外の法人1か所（守山市内法人）に委託し実施しており、育児疲れや育児不安等、必要な人が必要時に利用できるよう、広く周知に努めます。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)		40人日	3人日
②確保方策	実施か所数	1か所	1か所
	年間延利用	40人日	40人日

7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業での送迎等)

- 野洲市社会福祉協議会に委託し実施しており、現在の体制を維持しつつ、市の広報やホームページ、委託先等を通じて、サービスを必要とする方への周知を図るほか、お手伝いをしたい人（まかせて会員）の確保に努めます。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)		1,600人日	2,460人日
②確保方策	実施か所数	1か所	1か所
	年間延利用	1,600人日	2,500人日

8 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育、保育所等の一時保育)

【幼稚園型(幼稚園の預かり保育)】

- 市内幼稚園8か所で実施しており、現在の体制を維持し、需要への対応とサービスの質の向上に努めます。
- 野洲市三方よし人材バンク等を活用することで、一時預かりを担う保育人材の確保に努めます。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)		38,000人日	30,698人日
②確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)	91,200人日	72,850人日

【幼稚園型以外(保育所等の一時保育)】

- きたの保育園、しみんふくし保育の家竹が丘、野洲優愛保育園モントの民間園3か所及びファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象)の野洲市社会福祉協議会1か所で実施しており、現在の体制を維持し、需要への対応とサービスの質の向上に努めます。
- 野洲市三方よし人材バンク等を活用することで、一時預かりを担う保育人材の確保に努めます。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)		1,517人日	2,768人日
	一時預かり事業 (幼稚園型以外)		2,525人日
	ファミリー・サポート・ センター事業(就学前児童)		243人日
②確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	1,500人日	2,600人日
	ファミリー・サポート・ センター事業(就学前児童)	240人日	250人日

9 延長保育事業

- 市内の全保育所(園)において11時間超の保育を行っており、保護者の就労形態の多様化や長時間勤務に伴う需要に対して、現在の体制を基本として対応します。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間実利用/人)		733人	717人
②確保方策	実施園数	10園	11園
	年間実利用	1,070人	1,470人

10 病児保育事業

- 民間の小児科医による病児保育事業の周知による利用促進に努めるほか、体調不良型における人材確保(看護師の配置)について、野洲市三方よし人材バンクの活用等、必要な対策を実施し、令和2年度以降は体調不良型事業を1か所増やす計画です。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間延利用/人日)		2,063人日	2,189人日
②確保方策	病児・病後児対応型	1か所	1か所
		1,500人日	1,200人日
	体調不良型	5か所	6か所
		563人日	1,200人日

11 放課後児童健全育成事業（学童保育）

- 施設によっては季節利用時に定員超過のところもあることから、季節利用時には小学校の余裕教室を活用しつつ、今後も待機児童が発生しないよう、需要に応じた実施体制の確保に努めます。
- 地域による利用偏在を把握しつつ、老朽化が著しい施設を更新するなかで定員増を図ります。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間実利用/人)		1,000人	1,194人
	1年生	638人	200人
	2年生		194人
	3年生		269人
	4年生	362人	204人
	5年生		180人
	6年生		147人
②確保 方策	実施か所数	23か所	27か所
	利用定員	1,030人	1,165人
	小学校余裕教室活用(季節時)		40人
	年間利用		1,205人

※①量の見込みは通年利用と季節利用（春休みや夏休み、冬休みの利用）を合わせた数

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (世帯の状況により園行事費等を助成)

- 対象児童を適切に把握した上で、実費徴収に係る補足給付の公費負担を実施します。

区分		平成31年度	令和6年度 (計画最終年度)
①量の見込み(年間支給児童数/人)		5人	5人
②確保方策	年間支給児童数	5人	5人

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間事業者の参入等促進する事業)

- 必要に応じて、認可保育施設を開設する新規事業者の参入を検討します。

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼稚園、保育所（園）等においては、小学校との円滑な接続を推進する観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する者が無償化の対象となるためには、子ども・子育て支援法第30条の5に規定する「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付の適切な実施回数や時期といった給付対象者の利便性等を勘案しつつ、給付を円滑に行います。

包括的子育て支援施策

各基本目標における施策の方向性において取り組む事業については、第一期計画でも取り組んでおり、第二期計画においても継続して取り組みます。ただし、各事業の中には、それぞれの個別計画において主体的に実施されるものがあり、それぞれ所管する担当課等にて取り組んでいきます。※表中の【 】内は個別計画。

基本目標1 子育てにやさしい環境づくり

施策の方向性	NO	事業	担当課等
(1)多様な保育サービスの充実 (2)地域での子育て支援体制の充実 (3)ワーク・ライフ・バランスの推進 (4)経済的負担の軽減	3～6ページに定めるとおり		
(5) 関連事業との連携 (母子保健 など)	1	母子健康手帳の交付	健康推進課
	2	訪問指導(妊産婦・新生児・乳幼児)	健康推進課
	3	妊産婦の地域・行政との交流機会創出	健康推進課
	4	妊産婦及び家族への禁煙支援	健康推進課
	5	不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	健康推進課
	6	乳幼児健康診査の推進	健康推進課
	7	予防接種事業の周知	健康推進課
	8	育児相談の充実	健康推進課、子育て支援センター
	9	小児救急医療体制に関する情報の提供	健康推進課
	10	かかりつけ医づくりの推進	健康推進課
	11	医療費の助成	保険年金課
	12	不慮の事故防止に関する啓発の推進	健康推進課

基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり

施策の方向性	NO	事業	担当課等
(1)家庭教育の充実と親としての意識の醸成	1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実 【野洲市教育振興基本計画】	学校教育課、こども課 生涯学習スポーツ課
(2)地域における学習の推進	2	子ども会活動、青少年団体活動等への支援【野洲市生涯学習振興計画】	生涯学習スポーツ課
	3	図書館活動の充実【野洲市子どもの読書活動推進計画】	野洲図書館
	4	コミュニティセンターを活用した交流活動の充実	協働推進課
		コミュニティセンターとの連携【野洲市生涯学習振興計画】	生涯学習スポーツ課
	5	学校体育施設の開放【野洲市生涯学習振興計画】	生涯学習スポーツ課
	6	環境に関する啓発の推進【野洲市環境基本計画】	環境課
	7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	野洲市歴史民俗博物館
(3)命に関する教育の充実	8	性に関する指導の推進	学校教育課
	9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課、生涯学習スポーツ課
	10	関連する機関との連携	学校教育課
(4)豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全	11	遊び場の確保・整備 【野洲市都市計画マスタープラン、みどりの基本計画】	こども課、教育総務課 都市計画課、子育て支援センター
	12	歴史や自然を生かしたまち並みの周知【野洲市景観計画】	都市計画課
(5)子どもの安全の確保	13	子どもへの防犯意識の醸成【野洲市教育振興基本計画】	こども課、学校教育課
	14	子どもSOSホーム【野洲市教育振興基本計画】	学校教育課
	15	防犯体制の強化	危機管理課(学校教育課)
	16	園や学校の安全管理に関する取組の徹底【野洲市教育振興基本計画】	こども課、学校教育課
	17	交通安全教育の推進【野洲市交通安全計画】	危機管理課、こども課、学校教育課
(6)関連計画との連携(教育振興・食育 など)	18	人権教育の推進【野洲市教育振興基本計画】	こども課、学校教育課、 人権施策推進課
	19	環境教育の充実	こども課、学校教育課
	20	男女平等教育の推進【野洲市男女共同参画行動計画】	こども課、人権施策推進課
	21	国際理解教育の推進【野洲市教育振興基本計画】	企画調整課、こども課、学校教育課
	22	福祉教育の推進	学校教育課
	23	情報教育の推進【野洲市教育振興基本計画】	学校教育課
	24	食育の推進【野洲市食育推進計画】	健康推進課

基本目標3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策の方向性	NO	事業	担当課等
(1)ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課
	2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課、こども課、保険年金課
(2)いじめ、不登校、問題行動への対応の充実	3	こころの教育相談事業の充実【野洲市教育振興基本計画】	ふれあい教育相談センター
	4	適応指導教室の充実【野洲市教育振興基本計画】	ふれあい教育相談センター
	5	青少年健全育成事業の推進【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習スポーツ課
(3)子どもの権利の尊重	6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室
	7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室
	8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課、学校教育課、人権施策推進課、こども課
	9	子どもの意見発表の機会の提供【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習スポーツ課
	10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援	企画調整課
(4)関連計画との連携(障がい児福祉など)	11	特別支援教育	学校教育課、こども課
	12	早期療育通園事業(療育教室)の充実【野洲市障がい者基本計画】	発達支援センター
	13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター
	14	おやこ教室の充実	発達支援センター
	15	保育所等訪問支援の実施【野洲市障がい児福祉計画】	発達支援センター
	16	医療型児童発達支援事業【野洲市障がい児福祉計画】	障がい者自立支援課
	17	巡回発達相談の実施	発達支援センター
	18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進【野洲市障がい児福祉計画】	障がい者自立支援課
	19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課

進行管理

「野洲市子育て支援会議」において、年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っていきます。

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

概要版

令和2年3月

野洲市 健康福祉部 こども課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
電話 077-587-6052 FAX 077-586-2176

